

2 5 川 監 公 第 4 号

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

監査の種別 定期監査

監査の対象 経済労働局

環境局

まちづくり局

港湾局

会計室

交通局

消防局

市民オンブズマン事務局

選挙管理委員会事務局

監査事務局

人事委員会事務局

監査の範囲 平成23年度及び平成24年度の財務に関する事務の執行及び
経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とする。）

監査の期間 平成24年12月3日から
平成25年3月15日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 使用料の減額手続を適正に行うべきもの

川崎港では、荷役の前日に着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の減額基

準に基づき、使用料の減額を行っているが、荷役を実施しない船舶及び着岸時から翌日の午前7時30分までの間に荷役を開始する船舶については、減額の対象外としている。

係船岸壁使用料に係る減額手続についてみたところ、平成24年度に提出された減免申請書において、減額対象外である荷役開始時刻が記載されていた事例及び荷役開始時刻の記載がなかった事例があったが、いずれに対しても減額を認めていた。減免申請書の記載内容が減額の基準に適合しているかについて、適切に確認を行われたい。

なお、本件については平成21年度の定期監査においても同様の指摘をしており、改善が図られているものの、引き続き審査方法について徹底を図られたい。

(港湾局川崎港管理センター港営課)

2 営業所の売上金を適切に取り扱うべきもの

交通局の営業所における1日の売上金については、営業所で精算が行われた後、集金業者においても確認の上、公金取扱金融機関へ預け入れられている。その際、営業所で精算した金額と集金業者が確認した金額に誤差が発生した場合は、集金業者から誤差報告書が提出される。

当該誤差報告書において大きな誤差が発生しているものをみたところ、その理由は、営業所の精算機の読取り誤りや集金業者への売上金の受渡し漏れによるものであった。

売上金は、自動車運送事業の収入の根幹であることから、各営業所において正確な精算や確実な受渡しを行われたい。

(交通局企画管理部経理課、自動車部管理課、井田営業所、鷲ヶ峰営業所)

3 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

（経済労働局産業振興部新産業創出担当、同商業観光課、まちづくり局市街地開発部住宅整備課、消防局総務部人事課）

また、相当長期間（6か月以上）にわたり遡っていたものについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

（経済労働局産業政策部消費者行政センター、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、労働雇用部、公営事業部業務課、消防局総務部施設装備課、警防部指令課）

4 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第4条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている。しかしながら、物品等について一括発注とすべきところ、分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。物品購入等の契約について適正に行われたい。

（経済労働局農業振興センター農業技術支援センター、まちづくり局指導部建築情報課）

5 公有財産の管理を適正に行うべきもの

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

普通財産として管理している市営住宅に関わる土地の一部についてみたところ、建物等が越境して占有している土地についてその事実を把握しながら対応がなされていなかった事例及び自動販売機等が無断で設置されていた事例があった。公有財産の管理を適正に行われたい。

（まちづくり局市街地開発部住宅管理課）

6 光熱水費に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市生活文化会館は複合施設であり、指定管理者が管理を行う公の施設としての生活文化会館（以下「指定管理施設」という。）のほか、使用許可を受けた団体の事務所、中小企業溝口事務所、福祉パルたかつなどで構成されている。

この複合施設の光熱水費に係る事務をみたところ、使用許可に当たり、光熱水費を使用者の負担とすることとしていた団体から光熱水費を徴収していない事例があった。また、これら団体の事務所に加え、中小企業溝口事務所、福祉パルたかつなど、指定管理施設ではないにもかかわらず、その光熱水費を指定管理施設の管理に係る経費として指定管理者が支出を行っていた。

指定管理施設をはじめとした各構成施設の管理の範囲を明確にし、光熱水費に係る事務を適正に行われたい。

（経済労働局労働雇用部）

7 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、

総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用（以下「運用基準」という。）に基づいて行うこととされている。

本市職員が従事している川崎市消費生活展実行委員会の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、運用基準で定める現金出納簿を作成していなかったため、運用基準に基づき会計業務を適正に行われたい。

（経済労働局産業政策部消費者行政センター）

8 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

（１）利用料金の減額を適正に行わせるべきもの

市が川崎市港湾振興会館会議室を利用した際、減免申請なしに指定管理者が利用料金の減額を行っていた事例

（港湾局川崎港管理センター港湾管理課）

（２）貸付料の徴収を適正に行うべきもの

電柱の用に供するため貸し付けている普通財産において、貸付料を徴収していなかった事例

（まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室）

（３）保険料の会計手続を適正に行うべきもの

納付義務者を特定できず未収となっている厚生年金保険料の職員自己負担分について、会計手続が行われていなかった事例

（交通局企画管理部労務担当）

（４）折衝経過の記録を適正に行うべきもの

北部市場の事業者に対する電気料金等の催告の記録が残されていなかった事例

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(5) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

時効により消滅していた産業振興会館使用料延滞金について、不納欠損処分が行われていなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(6) 支払期限内に支払すべきもの

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき相手方の支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

(経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業観光課、同金融課、農業振興センター農地課、公営事業部総務課、まちづくり局交通政策室、市街地開発部住宅整備課、港湾局港湾振興部庶務課、同誘致振興課、川崎港管理センター港湾管理課、同港営課、同整備課、同設備課、交通局企画管理部経理課、消防局総務部庶務課、選挙管理委員会事務局選挙課、監査事務局行政監査課、人事委員会事務局調査課)

(7) 補助金の交付時期について検討すべきもの

川崎市卸売市場関係団体事業補助金について、事業完了後に交付していたため補助団体内部での立替えが行われていた事例

(経済労働局地方卸売市場南部市場)

(8) 負担金の支出事務を適時に行うべきもの

国際港湾交流協力会負担金等について、支払が遅延していた事例

(港湾局港湾振興部誘致振興課)

(9) 補助事業実績報告に適正な書類を添付させるべきもの

公益社団法人川崎港振興協会補助金について、補助事業等実績報告書に添付されていた資料から補助事業の予算執行状況を確認することができなかった事例

(港湾局港湾振興部誘致振興課)

(10) 納品書を適正に保存すべきもの

購入した物品の納品書を保存していなかった事例

(経済労働局国際経済推進室、交通局企画管理部経理課)

(11) 委託契約に係る履行を適正に確認すべきもの

消防局総合庁舎施設管理業務委託契約について、毎月提出することとされている実施済み業務の一覧表が提出されていなかった事例

(消防局総務部施設装備課)

(12) 普通財産の有効利用を検討すべきもの

大川町産業会館内の市の会議室とされている1室について、ほとんど利用されていなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(13) 公有財産の使用承認の手続を適正に行うべきもの

使用承認の手続を行わずに区役所の駐車場を使用していた事例

(まちづくり局指導部建築情報課)

(14) 利用許可を受けた財産の管理を適正に行うべきもの

浮島バスターミナルの敷地内に多数の自転車が放置されていた事例

(交通局企画管理部経理課)

(15) 行政財産の使用状況等を適切に把握するよう検討すべきもの

交通局の営業所の職員通勤用駐車場について、管理者がその使用状況等を十分に把握していなかった事例

(交通局井田営業所、鷲ヶ峰営業所)

(16) 会計帳簿を適正に作成すべきもの

自動車運送事業会計の固定資産台帳について、所在地、所管課等の記載誤り及び面積、資産内容等の未記載のものがあった事例

(交通局企画管理部経理課)

(17) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の除却手続を行っていないことにより、当該資産が固定資産台帳に登載されていた事例

(交通局自動車部管理課、井田営業所)

(18) 備品管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

(経済労働局公営事業部総務課)

イ 不用処分を行っていないことにより、廃棄した備品が出納簿に登載されていた事例

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、労働雇用部、公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課、地方卸売市場南部市場、まちづくり局指導部建築情報課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、会計室審査課、交通局企画管理部庶務課、自動車部運輸課、消防局総務部庶務課、警防部指令課、予防部予防課、川崎消防署、宮前消防署、麻生消防署)

ウ 所在不明となっていた事例

(経済労働局産業政策部企画課、国際経済推進室、公営事業部総務課、環境局環境対策部環境対策課、まちづくり局市街地開発部住宅整備課、同住宅建替推進課)

エ 備品票が貼付されていなかった事例

(経済労働局公営事業部総務課、まちづくり局施設整備部施設計画課、
消防局総務部庶務課、同人事課)

オ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

(経済労働局農業振興センター農業振興課、同農業技術支援センター、
環境局地球環境推進室、環境対策部環境対策課、まちづくり局市街地開
発部市街地整備推進課、同住宅整備課、同住宅管理課、小杉駅周辺総合
整備推進室、施設整備部施設計画課、指導部建築情報課、消防局警防部
指令課、予防部危険物課)

カ 備品の使用者が変更されていなかった事例

(経済労働局公営事業部総務課、環境局地球環境推進室、まちづくり局
計画部景観・まちづくり支援課、市街地開発部住宅整備課、同住宅建替
推進課、小杉駅周辺総合整備推進室、指導部建築情報課、港湾局川崎港
管理センター港湾管理課、消防局中原消防署、宮前消防署、麻生消防
署)

キ 備品登録又は保管替え手続が行われていなかった事例

(消防局警防部指令課、全消防署)

ク 物品預り証を徴していなかった事例

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

ケ 備品整理簿が統一的に整備されていなかった事例

(交通局企画管理部経理課)

(19) 消耗品の出納管理事務を適正に行うべきもの

ア 切手又は白灯油について、総合財務会計システムによる管理がされて
いなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課、港湾局川崎港管理センター港湾管
理課)

イ 切手、はがき、薬品等について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

なお、環境総合研究所の薬品については、薬品数及び使用実態を考慮し、適切な管理方法について検討されたい。

(経済労働局産業振興部工業振興課、労働雇用部、環境局総務部庶務課、地球環境推進室、環境総合研究所、まちづくり局総務部企画課)

(20) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

現金取扱員を任命していなかった事例

(交通局企画管理部経理課)

(21) 時間外勤務手当に係る申請手続を適正に行うべきもの

時間外勤務の命令申請の手続を行わずに結果申請の手続のみを行っていた事例

(経済労働局国際経済推進室、産業振興部創造のもり担当)